

## 福島県立医科大学附属病院では、院内がん登録を行なっています

### <院内がん登録とは>

当院で「がん」の診療をされたすべての患者様の診断や治療などに関する情報を収集し、がん診療の実態を明らかにするしくみです。「がん登録等の推進に関する法律」では、がん診療に重要な役割を担う施設での努力義務とされています。

毎年、国立がん研究センターに氏名などの個人識別情報を削除した上で提出し、全国の病院における診療件数などの集計が報告書として公表されています。

#### － 院内がん登録 3つのメリット －

1. 病院ごとの特徴や課題が明らかになり、医療の質向上や研究の資料となる
2. 国や地方公共団体ががん対策を計画・実施する際の根拠となる
3. 集計を使って、受診先選択の参考とすることができる

### <当院での対応>

当院での登録に関する業務は国立がん研究センターが認定している「がん登録実務認定者」が行っており、収集された情報は部外者が容易に立ち入れない部屋で施錠管理された形で厳重に保管し、情報が入力されたコンピュータはデータが漏洩しないよう外部と遮断しています。

院内がん登録の実施にあたり、個人情報の取扱いは福島県個人情報の保護に関する法律施行条例及び当院の個人情報保護方針に基づき最大限の注意を払っております。

#### ◇院内がん登録の一環として生存確認調査を行なっています

生存確認をすることで生存率の計算ができるため、今後のがん診療に役立ちます。院内で生存確認ができない場合は、患者様からの申し出がない限り、市町村等の公的機関に対して患者様のその後の経過等の問合せを行っています。

#### ◇全国収集データの二次利用について協力しています

国立がん研究センターに提出された登録データは報告書を作成するだけでなく、二次利用として、次の活動などを通じて、国全体で、より良いがん医療、がん対策に役立てることが期待されています。

- データのより詳細な集計や研究解析を行ない実態の検討
- データから全国規模で対象を選び、病院からアンケートを送付し意見を伺う  
二次利用を行なう場合は定められた審査を経てから行ないます。

また、個別の研究については、各研究者の所属機関の倫理審査委員会の指示に従い、情報公開等を行なっています。

データの管理や制度の詳細は、国立がん研究センターがん情報サービスをご覧ください。必要に応じ、お問い合わせフォームもご活用ください。

上記の生存確認調査での公的機関への問合せ、収集データの二次利用に同意したい場合は当院の窓口へお申し出ください。お申し出は後から撤回することも可能です。

公立大学法人福島県立医科大学附属病院 病院長

<窓口> 臨床腫瘍センター 院内がん登録室  
電話 024-547-1111 (代表)

#### 【リンク】

##### ◇院内がん登録について

国立がん研究センターがん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/institution/registry/hospital.html>

がん情報サービス お問い合わせフォーム

<https://contact.ganjoho.jp/form/pub/ganjoho/contact>

##### ◇福島県個人情報の保護に関する法律施行条例 (PDF版)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/566797.pdf>

##### ◇当院の個人情報保護方針 (PDF版)

<https://www.fmu.ac.jp/byoin/34kojinjouhou/houshin.pdf>